



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。朝晩、多少は気温が下がってきたとはいえ、日中はまだまだ 30 度を超える日が続き、いつになれば秋は来るのか…待ち遠しくなりません。そうはいいながら、ちらほら秋の花や果物も出てきました。植物たちは秋を感じているのでしょうか。

★気になる相場★

～社員への香典の相場～



【香典】（社員の親族が死亡の場合）【一律支給の場合】（円）

	配偶者	子女	両親（同居）	両親（別居）	配偶者の両親（同居）
最高額	130,000	100,000	100,000	100,000	50,000
最低額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
最多回答額	30,000	30,000	20,000	20,000	10,000

*日本実業出版社（2018年6月調査）

★9月のお仕事カレンダー



- 9/11** ● 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 9/30** ● 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7月決算法人の確定申告と納税・2024年1月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

★改定★



～最低賃金額の改定～

最低賃金が改定されます。
都道府県の令和5年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。（抜粋）

都道府県名	改定後	改定前	発効年月日
東京	1113	(1072)	令和5年10月1日
京都	1008	(968)	令和5年10月6日
大阪	1064	(1023)	令和5年10月1日
兵庫	1001	(960)	令和5年10月1日
奈良	936	(896)	令和5年10月1日
和歌山	929	(889)	令和5年10月1日
徳島	896	(855)	令和5年10月1日
高知	897	(853)	令和5年10月8日

離職を防止するために！ 社員が退職する原因とその対策②

前号で、離職の理由を考えてみました。自社の離職率を下げるために、まず着手することは「採用」です。「離職率」という言葉から、現在の社員が「辞めない」ことを重要視されることが多いと思います。もちろんそれも大切なことですが、実はそれ以上に重要なのが「採用」です。採用基準で一番重要なのは「方向性」です。知識や経験、実力や実績などよりも、まずは「方向性」が合っているかどうか、ここで判断することが大切です。反対に、方向性が合っていないければ、いくら仕事ができる人であっても採用してはいけません。そのような人は組織を壊しかねませんし、組織内でもめ事を増やす温床となり、組織全体の離職率を上げてしまうこともあります。方向性とは何か、いわゆるその企業が目指すものです。学校の部活動で例えるなら、全国大会などでの優勝なのか、わいわい楽しく活動ができればよいのか、です。それがまず伝われば、このチームに入りたいかどうか、はっきり見えてきます。そこに共感がない人は、いくら実力があってもチームに入れてはいけないということになります。

また、相性やポジションの配分も大切です。野球で例えると、いくらよい人材であってもキャッチャーばかり 4 人も集めてもうまくいきません。そのため、面接で質問などに答えてもらいながら、チーム内で「その人が生きるベストポジションはどこか？」を考えることも大切です。

採用時は仕事ができない人でも、教育を重ね、月日が経っていけば、ある程度仕事はできるようになるものです。まずは、自社に「合う人」を採用することが大切です。

入社後に行う対策としては、上司ではなく、フラットな立場で相談ができるような人を配置することです。新卒・中途を分けず、近い時期に入った「同期」のコミュニティを作ったり、メンターを付けたりすることが有効です。上司が面倒を見るというよりも「近い先輩」という存在がよいでしょう。普段のちょっとしたことが気軽に話ができる、気軽に聞くことができる、そういうコミュニケーションを工夫しましょう。

中途の社員については、どうでしょうか。中途の場合は、今まで得た知識や習慣を一旦横に置いてもらうことが大切です。これを「アンラーニング」といいます。能力の高い人に前職のやり方が強く残っていると、そこの企業らしさが失われてしまうだけでなく、社内に混乱を引き起こしてしまいます。また、中途採用であっても研修は必要です。ビジネスマナーやマネジメント、IT、DX などの仕事としての基本的な知識からです。経験者ならこういったことは既に身につけていると思われがちですが、バラバラの場所で、内容もバラバラで学んでいるため、内容のすり合わせが必要になります。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

